

市第1号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（手数料）」を付する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中「規定する手数料」の次に「（第3条の規定により加算した額を含む。）」を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条中「すべて」を「全て」に、「前2条」を「前3条」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 前条の規定にかかわらず、謄本、抄本、証明書その他の書類を郵便等により送付する場合の手数料は、同条各号に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

謄本、抄本、証明書その他の書類の送付に要する費用に相当する

市第1号

額を手数料の額に含めて徴収することができるようにするため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$

$\frac{\text{（手数料）}}{\text{（手数料）}}$

第2条（本文省略）

第3条 前条の規定にかかわらず、謄本、抄本、証明書その他の書類を郵便等により送付する場合の手数料は、同条各号に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とすることができる。

（徴収）

~~第4条~~（本文省略）

~~第3条~~

~~第5条~~ 文書により事実の認証をしなければならないものについて
~~第4条~~ は、全て証明とみなし、~~前3条~~前2条の規定に基づき手数料を徴収する。

（納付）

~~第6条~~（本文省略）

~~第5条~~

（減免）

~~第7条~~ 次のいずれかに該当する場合には、第2条に規定する手数料
~~第6条~~ （第3条の規定により加算した額を含む。）の全部又は一部を免除することができる。

（第1号から第4号まで省略）

（不返還）

~~第8条~~（本文省略）

~~第7条~~

（委任）

~~第9条~~（本文省略）

~~第8条~~

